

防整施第5252号  
令和2年3月31日  
一部改正 防整施第20429号  
令和2年12月23日  
一部改正 防整施第5105号  
令和3年3月26日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第7項に基づき別紙のとおり定め、令和2年7月1日以降に入札公告を行う建設工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第6923号。28.3.31）及び建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式の実施細則について（防整施第6924号。28.3.31）は、令和2年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則

第1 対象業務

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31。以下「通達」という。）の別紙第2項に規定する技術業務のうち、建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（防整施第5251号。令和2年3月31日）の別紙第1に規定するプロポーザル方式を適用しないものを対象とする。

第2 一般競争入札方式の種類

1 総合評価落札方式

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると認める業務に適用し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も優位な者を落札者とする方式。

2 価格競争方式

1に該当しない業務に適用し、価格が最も優位な者を落札者とする方式。

第3 共通事項

1 入札の公告

(1) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、一般競争に付そうとする場合においては、官報への掲載、庁舎内での掲示及びホームページへの掲載により、次号に掲げる事項を公告するものとする。また、取消し又は変更が生じた場合も同様とする。ただし、安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について（防整施第9671号。30.6.15）に定める安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置に該当する技術業務（以下「安全保障業務」という。）、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（防経工第296号。6.1.21）の規定により新たなガット政府調達協定における我が国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注されている場合に該当する業務（以下「除外業務」という。）又は1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）に満たない技術業務（以

下「基準額未満業務」という。) にあつては、官報への掲載を行わないこととする。

(2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 品目分類番号。ただし、安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては記載しない。

イ 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の名称

ウ 業務の名称、業務内容及び履行期限

エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

オ 担当部局（関連情報を入手するための照会窓口）

カ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

キ 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限

ク 開札場所及び開札日時

ケ 手続において使用する言語及び通貨

コ 入札保証金に関する事項

サ 入札の無効に関する事項

シ 落札者の決定方法

ス 契約書作成の要否

セ その他契約担当官等が必要と認める事項

(3) 第1号の公告に際しては、次に掲げる事項を、英語により併記するものとする。ただし、安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては、英語による併記は行わない。

ア 品目分類番号

イ 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称

ウ 業務の名称

エ 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限

オ 入札書の提出期限

カ 入札説明書を入手するための照会窓口

(4) 官報への掲載を行う場合は、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に行うものとする。

(5) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規

定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

## 2 手続に要する日数

付図第1から付図第6に示す標準的日数を参考とするものとする。

## 3 競争参加資格

一般競争入札に参加することができる者（以下「競争参加者」という。）は、次の全ての事項に該当する者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象業務に係る業務種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 対象業務と同種の業務実績があること。  
業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと（詳細は入札説明書において明示すること）。  
なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく〇級建築士事務所登録を有すること（業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。）。
- (6) 配置予定技術者が適正であること（業務内容に応じて管理技術者及び担当技術者等の資格及び同種業務の経験を設定）。  
なお、当該同種業務の経験は、評定点が65点未満のものを除くこととし、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (7) 申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の提出期限から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

(9) 当該防衛省発注機関（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること（原則として予定価格が500万円を超える業務について設定するが、500万円未満の業務についても設定することは差し支えない）。

(10) 配置予定管理技術者は、入札公告日現在の手持業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が適正であること（業務内容に応じて設定）。

(11) 配置予定管理技術者は、入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(14) その他契約担当官等が必要と認めた事項

#### 4 競争参加資格の決定

前項に規定する競争参加者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、当該業務ごとに建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）別紙の第1項に基づく競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

#### 5 入札説明書の交付

(1) 契約担当官等は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対して、当該業務の入札に関する詳細な説明書（以下「入札説明書」という。）を交付するものとする。

(2) 入札説明書は、第1項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載す

るものとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面（必要な場合のみ）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

ア 契約担当官等の所属する部署の所在地

イ 業務の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

(3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。

(4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 6 申請書等の提出等

(1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。

(2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日以上経過した後に設定するものとする。

(3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該防衛省発注機関の技術業務の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）とするものとする。

(4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、当該契約担当官等に対し電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届出をした場合又は紙入札により実施される入札に参加する場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。

(5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

(6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないものとする。

オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取扱いに十分注意するものとする。

## 7 技術資料の内容

### (1) 技術資料の内容は、次のとおりとする。

なお、アの実績及びイの経験については、業務が完了又は引渡し完了したものに限る。

#### ア 同種業務の実績

第3項第4号に該当することを判断できる同種業務の実績とする。

#### イ 配置予定技術者

第3項第6号に該当することを判断できる配置予定技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書等の取下げをさせるものとする。他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなった場合には、直ちにその旨の申出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

### (2) 前号の技術資料には、業務成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）

が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

### (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

## 8 競争参加資格の確認

### (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、付紙第1を参考に確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限において第3項第2号の格付を受けていない場合

にあっても、競争参加資格のうち第3項第1号及び第4号から第14号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において第3項第2号及び第3号に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第3項第2号及び第3号に係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとする。ただし、第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限から競争参加資格の確認を行う日までの全ての期間について確認するものとする。
- (4) 第1号の確認に当たり、前項第1号の同種業務の実績及び配置予定技術者の同種業務の経験の確認を行う場合に効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。
- (6) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙様式第1により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (7) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第6号の規定を適用するものとする。

## 9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（安全保障業務、除外業務又は基準額未滿業務の場合は5日）（行政機関の休日を除く。）以内に、当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるもの



とする。

- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務の場合は5日）以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、第8項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 10 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質問書の提出は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の受領期限の前日から起算して8日前までとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により行うものとする。書面により回答を行った場合は、速やかに当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、閲覧は入札書の受領期限日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を入札参加希望者等に配布することを妨げない。
- (5) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第

4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(3) 前2号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 1.2 入札の執行（開札）

(1) 入札書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送により行うものとする。

(2) 入札書の提出期限は、原則として開札日の3日前とし、業務費内訳明細書の確認に要する日数を考慮の上設定するものとする。なお、入札書の提出期間は、入札書の提出方法にかかわらず同一とすること。

(3) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しの提出を求めるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。

(4) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する業務費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該業務費内訳明細書は、契約担当部署及び積算を担当する部署（以下「積算担当部署」という。）の担当者が確認するものとする。

(5) 紙入札方式による場合は、入札書及び前号の業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び業務費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れるものとする。

(6) 業務費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。

(7) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。

(9) 第6号の場合、1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者のした入札は有効なものとして取り扱う。再度の入札を行うこととなったときは、入札者に再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(10) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

(11) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 1.3 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時に第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.4 落札者等の公示

- (1) 契約担当官等は、落札者を決定したとき又は契約の相手方を決定したときは、特例政令第14条の規定に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。ただし、安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務は除く。
- (2) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

#### 1.5 落札しなかった者への通知

- (1) 契約担当官等は、入札の結果、落札しなかった者（以下「非落札者」という。）に対して、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に入札の結果等を通知するものとする。
- (2) 前号の通知に当たり、紙入札方式により入札に参加した者から要請があった場合は、付紙様式第2により行うものとする。  
なお、非落札者に対しては、所定の期限内に落札しなかった理由（以下「非落札理由」という。）についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

#### 1.6 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、落札結果の通知を受けた日から起算して7日（安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務の場合は5日）（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1

号の非落札理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障業務、除外業務又は基準額未滿業務の場合は5日）以内に説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。

- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 1.7 苦情申立て

本実施細則に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする。ただし、除外業務又は基準額未滿業務は除く。

#### 1.8 落札者決定後の公表

契約担当官等は、落札者を決定した場合は、第1号から第5号までに掲げる事項を付紙様式第3に、第6号に掲げる事項を付紙様式第4にそれぞれ記録し、契約後速やかに文書閲覧窓口等（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所をいう。）に備え置いて閲覧に供するほか、ホームページに掲載することとする。ホームページについては、契約後速やかに掲載することが望ましいが、発注機関のホームページ更新の実情に合わせた掲載を行ってもよい。ただし、その場合であっても、契約した月の翌月5日以降の直近のホームページ掲載可能日までには掲載を行うこと。

公表の期間は、契約した年度及び翌年度までを基本とするが、それ以上の期間公表してもよい。

なお、入札及び契約の過程等に係る情報は、その取扱いによっては入札等の公正を害すべき行為に該当するおそれがあることを踏まえ、公表時期が到来するまでは、事業者等に限らず、業務上取り扱う必要のある発注担当職員以外の職員に対しても教示若しくは教唆をすることのないよう適切に管理すべきことに留意するものとする。

- (1) 業者名（商号又は名称）
- (2) 各業者の入札金額
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値
- (5) 契約金額及び予定価格
- (6) 各業者の評価点の内訳

#### 1.9 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則により一般競争入札で実施した業務の関連文

書を、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき保存するものとする。

## 20 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあることを入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 第7項第1号イの技術資料に記載した配置予定技術者が、対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

## 第4 総合評価落札方式

### 1 総合評価落札方式のタイプ

本方式の実施に当たっては、業務の特性に応じ、下記のいずれかを適用するものとする。なお、それぞれの評価項目については、付紙第2から付紙第4までを参照のこと。

#### (1) 標準型（1：3）

業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求めるテーマ（以下「評価テーマ」という。）を示し、原則として評価テーマに関する技術提案（以下「技術提案」という。）及び業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他（以下「実施方針等」という。）のみにより評価するもの。技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に非常に大きな差異が生じると認められる業務に適用する。

なお、設定する評価テーマは2つとし、入札価格と技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、20点：60点とする。

#### (2) 標準型（1：2）

技術提案及び実施方針等の評価に加え、企業及び配置予定管理技術者の能力も評価するもの。技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に大きな差異が生じると認められる業務に適用する。

なお、設定する評価テーマは1つとし、入札価格と技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、30点：60点とする。

#### (3) 簡易型

原則として企業及び配置予定管理技術者の能力のみにより評価するもの。技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に差異が生じると認められる業務に適用する。

なお、入札価格と技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、60点：60点とする。

## 2 入札公告に追加する事項

総合評価落札方式を適用する場合には、第3第1項第2号に規定する事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 当該業務が総合評価落札方式の対象業務であること
- イ 配置予定技術者のヒアリング実施の有無
- ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

## 3 入札説明書に追加する事項

総合評価落札方式を適用する場合には、第3第5項第2号及び前号アからウまでに規定する事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準（評価項目ごと）及び得点配分）
- イ 技術提案及び実施方針等の内容が満足できなかった場合は、業務成績評定の減点を行うこと

## 4 総合評価落札方式の評価項目等の決定

総合評価落札方式に係る評価項目、評価基準及び評価点等は、付紙第2から付紙第4までを参照の上、業務ごとに設定し、競争参加資格の決定と同様に、審査委員会の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

## 5 総合評価の方法

- (1) 評価値の算出方法は、次のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- (2) 価格評価点の算出方法

価格評価点＝（設定した価格評価点満点）×（1－入札価格／予定価格）

設定した価格評価点満点は、総合評価落札方式のタイプごとに設定した割合に基づき、20点から60点の間で設定する。

- (3) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、満点を60点と設定し、次のとおり算出するものとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

## 6 技術資料等の評価

- (1) 競争参加者から提出された技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の評価は、競争参加資格の確認と同様に、審査委員会の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

- (2) 技術資料等の評価点については、当該業務の契約後に公表するものとする。

- (3) 技術資料等の内容及び評価については、技術資料等の審査・評価、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証

以外に、提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 評価項目の設定に当たっては、付紙第2から付紙第4までに示した評価基準を例に、業務ごとに設定するものとする。

(5) 競争参加資格があると認められ、入札した場合においても、技術提案書について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は当該入札を無効とする。

ア 内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合

イ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

ウ 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

(6) 前号の規定により入札を無効とした場合は、付紙様式第5により速やかに通知するものとする。

## 7 配置予定技術者のヒアリング

(1) 標準型（1：3）を適用する場合は、原則としてヒアリングを実施するものとする。なお、標準型（1：2）及び簡易型を適用する場合は、契約担当官等が必要と認める場合に限りヒアリングを実施するものとする。

(2) ヒアリングを実施する場合は、全ての入札参加者に対して行い、申請書等に記載された事項等について確認するものとする。

(3) ヒアリングを拒否した場合は、入札を辞退したものとみなすものとする。ただし、ヒアリングの日時の設定に当たっては、柔軟に対応するものとする。

(4) 競争参加資格があると認められ、入札した場合においても、ヒアリングについて、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は当該入札を無効とする。

ア 技術者自身の業務経験について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合

イ 当該業務の目的若しくは内容又は技術提案の内容を理解していない場合

ウ 質問に対する回答が全くない又は回答が著しく不適切である場合

## 8 落札者の決定方法

(1) 入札参加者に価格及び技術等をもって申込みを行わせ、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(2) 前号の数値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行し落札者を決定する。

## 9 評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、以下の記載例のとおり全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

※記載例（契約書）

（附 則）

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

条件

- ・ 40歳以下の技術者を管理技術者として配置すること。
- ・ 35歳以下の技術者を担当技術者として配置すること。
- ・ 女性技術者を管理技術者として配置すること。
- ・ 女性技術者を担当技術者として配置すること。

《技術提案に関すること》

- 1 ○○○○に係る提案
- 2 △△△△に係る提案

《実施方針等に関すること》

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査において確認できないものがある場合、技術の履行に関する部分については、業務完了後も引き続き履行する義務を有するものとする。

監督及び検査に当たっては、評価した技術等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、契約書に記載してある評価した内容の中で、当該検査において確認できないものがある場合、技術の履行に関する部分については、業務完了後も引き続き履行する義務を有する旨を契約書において明らかにするものとする。

## 10 業務成績評定の減点

(1) 業務成績評定の減点は、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28.3.31）別紙の付紙様式第1「事故等による減点」又は別紙の付紙様式第2「業務履行中に生じた事由によ



る減点」として措置するものとし、最大減点数は「10点」とする。減点数の算定方法は下表のとおりとする。

評価項目	落札時の評価点 (A)	完了後の再評価 点 (B)	(A - B)
若手技術者の活用	2	1	1
女性技術者の配置	1	1	0
実施方針等	17	10	7
技術提案	12	8	4
計	32	20	12
不履行率 (C) = { (A - B) の合計 ÷ (A) の合計 } = 12/32			0.375 (有効数値 少数点3桁)
減点数 = 10 × (C) = 3.75 ÷ 3 (少数点以下切捨て)			3

(2) 業務成績評定対象外の業務で、評価した技術等の内容が受注者の責において実施されなかった場合は、申請書等に虚偽の記載を行ったものとして、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

#### 1.1 学識経験者への意見聴取

技術的に高度な専門性を有する内容が含まれる等の業務の場合は、必要に応じて評価テーマの設定及び評価の際に、学識経験者から意見を聴取するものとする。

#### 1.2 評価の取扱い

入札に参加した者から、技術提案など総合評価に関する評価結果について問合せがあった場合、落札決定前は一切教示しないものとする。

評価点については、予定価格と同様の価値を有するため、厳重な取扱いをするものとする。

#### 1.3 発注者支援業務を発注する場合の留意点

発注者支援業務は、業務の性質上、守秘性及び中立・公平性をより重視する必要があるため、以下の点について留意すること。

(1) 守秘性に関する留意点

参加資格として、原則として次の2点を参加要件に追加すること。業務内容に応じて適宜修正してもよい。

ア 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

イ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施している。

(2) 中立・公平性に関する留意点

ア 当該契約担当官の所在地を管轄する地方防衛局等の長から、当該年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者には参加資格を与えないこと。

イ 当該業務の履行期間と重複する工期となる当該業務の対象工事に参加している者は、当該業務に参加することはできないこと。

ウ 当該業務を受注した者、その者と資本関係・人的関係のある者、当該業務の担当技術者の出向元又は派遣元の者及び前述の出向元又は派遣元の者と資本関係・人的関係のある者は、当該業務の履行期間中は、当該防衛省発注機関発注工事に参加することはできない（下請負としての参加も含む。）。

なお、資本関係・人的関係のある者とは、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1(1)及び(2)の関係にある者をいう。

## 第5 価格競争入札方式

原則として第3に定めるとおり処理を行うものとする。

## 競争参加資格審査表

企業名：\_\_\_\_\_社

審査項目	審査の細目	審査基準		判定	
企業の実績及び能力	業務実績	当該年度及び前年度から過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績を有する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	業務成績	当該防衛省発注機関が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了した業務の実績がある場合は、平均業務成績が65点以上であること。(官報により公告する業務では設定しない。)	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
中立性・公平性(業務内容に応じて設定する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書を提出する者は、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における平成〇・〇年度の建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない。</li> <li>本業務を受注した者は、本業務の履行期間中は当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けてはならない。</li> <li>本業務を受注した者、本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中は、当該防衛省発注機関発注工事(下請けとしての工事参加も含む。)に参加することはできない。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	欠格	
守秘性(業務内容に応じて設定する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。</li> <li>守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施している。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	欠格	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	入札説明書に記載されている要件を満たす資格を保有している。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	業務経験	当該年度及び前年度から過去10年間に完了した同種又は類似業務の経験を有する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	専任制	手持業務の契約金額合計が4億円以上又は契約件数の合計が10件以上である場合。(官報により公告する業務では、以下の要件は設定しない。調査基準価格を下回って落札した業務がある場合は、2億円以上、契約件数の合計が5件以上ある場合。)		<input type="checkbox"/>	欠格
予定管理技術者の雇用状況(雇用保険被保険者証の写しを添付)	直接的な雇用関係がない。		<input type="checkbox"/>	欠格	
一般的審査事項	予決令	予決令第70条及び第71条に該当しない。		<input type="checkbox"/>	適格
	資格認定	防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。)第10条に基づく級別の格付を受けている。かつ、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望している。		<input type="checkbox"/>	適格
	指名停止	当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における指名停止期間中でない。		<input type="checkbox"/>	適格
	暴力団関係業者の排除	都道府県警察から暴力団関係業者として排除要請を受けている有資格者でない。		<input type="checkbox"/>	適格
	資本関係又は人的関係	参加表明者間に資本関係又は人的関係がない。		<input type="checkbox"/>	適格
	建築士法による事務所登録等(建築・電気・機械等が必要とする場合)	建築士法に基づく〇級建築士事務所登録等。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
		(官報により公告する業務の場合は、法令に基づき必要とする場合のみ設定する。それ以外の場合は、その他業務内容に応じて必要とする場合のみ設定する。)	なし	<input type="checkbox"/>	欠格
地域要件(必要とする場合のみ)	管轄区域(又は〇〇県)内に本店又は支店等営業所が所在する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格	
		なし	<input type="checkbox"/>	欠格	
その他	業務実施体制	主たる部分が再委託予定となっている。		<input type="checkbox"/>	欠格

## 標準評価基準（標準型 1：3）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）	
	判断基準			
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。	①	5
		②	5	
業務経験	地域業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。	①	5
		②	2	
		③ 実績なし	③	0
		【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未達業務の場合にのみ評価することができるものとする。】		
		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない） ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）	①	6
		②	4	
		③	2	
		④	5	
		⑤	3	
		⑥	1	
		⑦	4	
		⑧	2	
		⑨	3	
		⑩	1	
		① 当該発注者が発注した業務で80点以上		(最大30)

	業務成績	<p>② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	
	成績、表彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）に完了・引渡しが完了した業務）の業務成績評定に、当該発注者が発注した業務で6.5点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	1件あたり1.0
配置予定管理技		<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、<b>最大3件分の各々における評価を合計</b></p> <p>※ <b>競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしても良い（例：最大5件まで評価、①から⑤までの各項目で最大3件まで評価、等）</b></p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>（最大10）</p>

術者の経験及び能力	優秀業務顕彰等	① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰		
		② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和２年度以降の受賞は評価しない）		
		③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰		
		④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和２年度以降の受賞は評価しない）		
		⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰		
		⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰		
		【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】		
資格要件	技術者資	建 築	・ 1級建築士	5
			・ その他	0
		土 木	・ 技術士	5
			・ 博士	
			・ RCCM	3
			・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）	
		電 気 設 備	・ その他	0
			・ 建築設備士	
			・ 1級建築士	5
			・ 技術士	
			・ RCCM	3
		機 械 設 備	・ 1級電気工事施工管理技士	1
			・ その他	0
			・ 建築設備士	
			・ 1級建築士	5
			・ 技術士	
		通 信 設 備	・ RCCM	3
			・ 1級電気通信工事施工管理技士	1
			・ その他	0
			・ 建築設備士	
・ 1級建築士	5			
測 量	・ 技術士	5		
	・ その他	0		
地 質 調	・ 技術士			
	・ 地質調査技士			
	・ RCCM	5		

	格	審査	・博士	
			・その他	0
	師	衛	・技術士	
			・1級建築士	
	施	設	・1級〇〇施工管理技士	
			・建築設備士	5
	整	備	・土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）	
			・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	
	監	理	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	
			・RCCM	3
	業	務	・その他	0
	防	衛	・技術士	
			・1級建築士	
	施	設	・1級〇〇施工管理技士	
			・建築設備士	
	技	術	・土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）	
			・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	
	審	査	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	
			・電気主任技術者	
	業	務	・RCCM	
			・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者	
			・公共工事の発注者として技術的実務経験を2.5年以上有する者	
			・その他	0
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】				
小 計				最大 65

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時までに従事している業務とする。）。</p> <p>① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

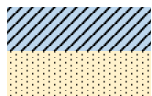
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
ワークライフ	<p>・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。）</p> <p>・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）</p>	1	



	<p>バラ ン ス</p> <p>・若者雇用促進法に基づく認定 (青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 いずれか一つの認定を受けていれば評価する</p>	
	<p>若 手 技 術 者 の 活 用</p> <p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。</p>	<p>① 2 ② 1 (最大2)</p>
そ の 他	<p>女 性 技 術 者 の 配 置</p> <p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。</p>	<p>① 2 ② 1 (最大2)</p>
	<p>事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為</p> <p>事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ① 指名停止期間(累積): 6月以上 ② 指名停止期間(累積): 3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積): 3月未満 ④ 書面注意(警告) ⑤ 口頭注意 ※過去6月とは公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。 <b>【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	<p>① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1</p>
	小 計	最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
		判断基準	
業務の実程計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
特定テーマに対する技	※全体	特定テーマ間の整合性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
		実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
	実 現 性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5

術 提 案	独 創 性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
特 定 テ ー マ 2	的確性、実現性、独創性について上記を準用する。		
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。			
小 計			最大 230



管理技術者のヒアリング等を行わない場合に限り評価する。  
必要に応じて選択する。

標準評価基準（標準型 1：3）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務経験	業務経験	<p>平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験</p>	<p>① 1.5 ② 5</p>
	地域業務経験	<p>平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし</p> <p>【配点は 5 点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p>
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から 2 年間（平成○年 4 月 1 日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大 5 件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の 3 職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p>	<p>① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1</p> <p>（最大 30）</p>

	業 務 成 績	<p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上          ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満          ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満          ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上          ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満          ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満          ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上          ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満          ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上          ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満          【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	
	成 績 ・ 表 彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合          ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。          ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。          【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	1件あたり 1.0
	優 秀	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計          ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p>	<p>① 5          ② 4          ③ 4          ④ 2          ⑤ 2          ⑥ 1          （最大10）</p>

配置予定管理技術者の経験及び能力	業務技術者顕彰等	① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	
	建築	・1級建築士 ・その他	5 0
土木設計	土木設計	・技術士 ・博士	5
		・RCCM ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・その他	3 0
土木監理	土木監理	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
		・RCCM ・その他	3 0
電気設備	電気設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士	5
		・RCCM	3
		・1級電気工事施工管理技士	1
		・その他	0
機械設備	機械設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士	5
		・RCCM	3
		・1級管工事施工管理技士	1
		・その他	0

資格要件	技術者資格	通信設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士	5	
			測量	・RCCM	3
				・1級電気通信工事施工管理技士	1
				・その他	0
		地質調査	・測量士	5	
			・その他	0	
		防衛施設整備監理業務	・技術士 ・地質調査技士 ・RCCM ・博士 ・その他	5	
			防衛施設整備業務	・技術士 ・1級建築士 ・1級〇〇施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・RCCM	3
				・その他	0
		防衛施設技術審査業務	・技術士 ・1級建築士 ・1級〇〇施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・電気主任技術者 ・RCCM ・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者	5	
			・その他	0	

	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・RCCM</li> <li>・〇〇を実施した経験を有する者</li> <li>・〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者</li> </ul>	5
		・その他	0
		【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】	
小 計			最大 65

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	地域業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① 〇〇市内の同種又は類似業務経験 ② 〇〇県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

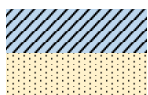


評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
その他	ワーク ・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。） ・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。） ・若者雇用促進法に基づく認定 （青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。） いずれか一つの認定を受けていれば評価する。		1
	若手技術者の活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 （最大2）
	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 （最大2）

事故及び不誠実な行為	<p>事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）</p> <p>① 指名停止期間（累積）：6月以上</p> <p>② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満</p> <p>③ 指名停止期間（累積）：3月未満</p> <p>④ 書面注意（警告）</p> <p>⑤ 口頭注意</p> <p>※ 公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。</p> <p>※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。</p> <p>【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	① -5	② -4	③ -3	④ -2	⑤ -1
	小 計	最大 5				

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
口 業務の実程 ・ 工程 ・ 実施方針 ・ 手順 ・ その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10

評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマの整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10	
			実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10	
	評価テーマ1	的確性		地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
				必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
				事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
				事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性		提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
				提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
				利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
				提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
		独創性		工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
				周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5	
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5	
	評価テーマ2		的確性、実現性、独創性について上記を準用する。		
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。					
小計				最大 230	



管理技術者のヒアリング等を行わない場合に限り評価する。  
必要に応じて選択する。

## 標準評価基準（標準型 1：2）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務実績	業務実績	元請けとして平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 5
	地域業務実績	元請けとして平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0
		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年 4 月 1 日から公告日までに完了・引渡しが完了した業務）の業務成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない） ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする） ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)

企業の実績及び能力	業績成績	<p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	
	成績・表彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業績成績評定に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	1件あたりー10
	優秀業務顕彰等	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑨のとおり評価し、<b>最大3件分の各々における評価を合計</b></p> <p>※ <b>競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしても良い（例：最大5件まで評価、①から⑨までの各項目で最大3件まで評価、等）</b></p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>⑥ 国 特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p> <p>⑧ 3</p> <p>⑨ 2</p> <p>(最大10)</p>

	⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞） ⑧ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞） ⑨ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞） <b>【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価するものとする。】</b>	
小 計		最大 60

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 5
	地域業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし <b>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</b> <b>【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</b>	① 5 ② 2 ③ 0

成績 表彰	業務 成績	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間 （平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上</p> <p>② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	<p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 2</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 3</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p> <p>⑧ 2</p> <p>⑨ 3</p> <p>⑩ 1</p> <p>(最大30)</p>
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間 （平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務</p>	<p>1件あたりー10</p>

配置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力		が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする) <b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b>	
	優 秀 業 務 顕 彰 等	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、<b>最大3件分の各々における評価を合計</b></p> <p><b>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしても良い（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）</b></p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	<p>① 5 ② 4 ③ 4 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 1 (最大10)</p>
	建 築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建築士</li> <li>・ その他</li> </ul>	<p>5 0</p>
	土 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士</li> <li>・ 博士</li> <li>・ RCCM</li> <li>・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・ その他</li> </ul>	<p>5 3 0</p>
	電 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備士</li> <li>・ 1級建築士</li> <li>・ 技術士</li> </ul>	5



資格要件	技術者資格	設備	・ RCCM	3	
			・ 1級電気工事施工管理技士	1	
			・ その他	0	
		機械設備	・ 建築設備士	5	
			・ 1級建築士		
			・ 技術士		
			・ RCCM		3
			・ 1級管工事施工管理技士		1
		・ その他	0		
		通信設備	・ 建築設備士	5	
			・ 1級建築士		
			・ 技術士		
			・ RCCM		3
			・ 1級電気通信工事施工管理技士		1
		・ その他	0		
		測量	・ 測量士	5	
			・ その他	0	
		地質調査	・ 技術士	5	
			・ 地質調査技士		
			・ RCCM		
・ 博士					
・ その他	0				
防衛施設整備監理業務	・ 技術士	5			
	・ 1級建築士				
	・ 1級〇〇施工管理技士				
	・ 建築設備士				
	・ 土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）				
・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）					
・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）					
・ RCCM	3				
・ その他	0				
防衛施設技術審査業務	・ 技術士	5			
	・ 1級建築士				
	・ 1級〇〇施工管理技士				
	・ 建築設備士				
	・ 土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）				
・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）					
・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）					
・ 電気主任技術者					
・ RCCM					
・ 公共工事の技術審査を実施した経験を有する者					
・ 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者					
・ その他	0				

	【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行わない。】	
小 計		最大 65

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)</p> <p>① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
	ウ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。）</li> <li>・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定 （青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</li> </ul> <p>いずれか一つの認定を受けていれば評価する</p>	1
	若 手 技 術 者 の 活 用	<p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。</p> <p>① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置</p> <p>② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置</p> <p>※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。</p>	① 2 ② 1 (最大2)
そ の 他	女 性 技 術 者 の 配 置	<p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。</p> <p>① 女性技術者を管理技術者として配置</p> <p>② 女性技術者を担当技術者として配置</p> <p>※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。</p> <p>※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。</p>	① 2 ② 1 (最大2)

	<p>事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）</p> <p>① 指名停止期間（累積）：6月以上</p> <p>② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満</p> <p>③ 指名停止期間（累積）：3月未満</p> <p>④ 書面注意（警告）</p> <p>⑤ 口頭注意</p> <p>※過去6月とは公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。</p> <p>※違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。</p> <p><b>【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	<p>① -5</p> <p>② -4</p> <p>③ -3</p> <p>④ -2</p> <p>⑤ -1</p>
	小 計	最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
口 業務の工程実施計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10

特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
	実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
	注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウェイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。		
小 計			最大 130



必要に応じて選択する。

## 標準評価基準（標準型 1：2）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務実績	業務実績	<p>元請けとして平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 15 ② 5</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成○年 4 月 1 日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未達業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p>
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年 4 月 1 日から公告日までに完了・引渡ししが完了した業務）の業務成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p>	<p>① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1</p> <p>（最大30）</p>

企業の実績及び能力	業務成績	<p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	
	成績・表彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	1件あたりー10
	優秀業務顕彰等	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑨のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑨までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p> <p>⑧ 3</p> <p>⑨ 2</p> <p>(最大10)</p>

	⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰 ⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞） ⑧ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞） ⑨ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞） 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	
小 計		最大 60

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 15 ② 5
	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0



業 務 成 績  成 績 ・ 表 彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上</p> <p>② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 2</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 3</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p> <p>⑧ 2</p> <p>⑨ 3</p> <p>⑩ 1</p> <p>(最大30)</p>
	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>1件あたりー10</p>

配置予定管理技術者の経験及び能力	優秀業務技術者顕彰等	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>(最大10)</p>
	建築	<p>・1級建築士</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>0</p>
土木設計	<p>・技術士</p> <p>・博士</p> <p>・RCCM</p> <p>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>	
土木監理	<p>・技術士</p> <p>・1級土木施工管理技士</p> <p>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</p> <p>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</p> <p>・RCCM</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>	

## 資格要件

## 技術者資格

電 気 設 備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5
	・ RCCM	3
	・ 1 級電気工事施工管理技士	1
	・ その他	0
機 械 設 備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5
	・ RCCM	3
	・ 1 級管工事施工管理技士	1
	・ その他	0
通 信 設 備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5
	・ RCCM	3
	・ 1 級電気通信工事施工管理技士	1
	・ その他	0
測 量	・ 測量士	5
	・ その他	0
地 質 調 査	・ 技術士 ・ 地質調査技士 ・ RCCM ・ 博士	5
	・ その他	0
防 衛 施 設 整 備 監 理 業 務	・ 技術士 ・ 1 級建築士 ・ 1 級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級） ・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
	・ RCCM	3
	・ その他	0

	防衛施設技術審査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・RCCM</li> <li>・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者</li> <li>・公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	0
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・RCCM</li> <li>・〇〇を実施した経験を有する者</li> <li>・〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	0
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】			
小 計			最大 65

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置	業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同種業務の経験</li> <li>② 類似業務の経験</li> <li>③ 経験なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5</li> <li>② 2</li> <li>③ 0</li> </ul> <p>【各職種最大5】</p>

予 定 担 当 技 術 者 の 経 験	業 務 経 験	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務経験</p> <p>② ○○県内の同種又は類似業務経験</p> <p>③ 経験なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
		<p>【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】</p>	
小 計			最大 10

評 価 項 目	評価の着目点		評価のウエイト（点）
	判断基準		
ワ ー ク ラ イ フ バ ラ ン ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限り）をいう。）</li> <li>・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定 （青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）</li> </ul> <p>いずれか一つの認定を受けていれば評価する。</p>		1

その他	若手技術者の活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 (最大2)
	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 (最大2)
	事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ① 指名停止期間(累積): 6月以上 ② 指名停止期間(累積): 3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積): 3月未満 ④ 書面注意(警告) ⑤ 口頭注意 ※ 公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。 【安全保障業務、除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価するものとする。】	① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1
小計			最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）	
	判断基準			
業務の実程 ・ 実施方針 ・ その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10	
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10	
評価テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10	
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10	
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5	
	実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5	
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5	
	独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5	
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5	
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5	
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5	
	注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価のウェイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。			
	小 計			最大 130



必要に応じて選択する。

## 標準評価基準（簡易型）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務実績	業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 5
	地域業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0
企業の実績	業務成績	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない） ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする） ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)



及び能力	成績・表彰	<p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>																			
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	1件あたり10																		
		<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑨のとおり評価し、<b>最大3件分の各々における評価を合計</b></p> <p>※ <b>競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしても良い（例：最大5件まで評価、①から⑨までの各項目で最大3件まで評価、等）</b></p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰</p> <p>⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰</p> <p>⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞）</p> <p>⑧ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞）</p> <p>⑨ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞）</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	<table border="0"> <tr><td>①</td><td>5</td></tr> <tr><td>②</td><td>4</td></tr> <tr><td>③</td><td>4</td></tr> <tr><td>④</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>2</td></tr> </table> <p>（最大10）</p>	①	5	②	4	③	4	④	2	⑤	2	⑥	1	⑦	4	⑧	3	⑨	2
		①	5																		
②	4																				
③	4																				
④	2																				
⑤	2																				
⑥	1																				
⑦	4																				
⑧	3																				
⑨	2																				
優秀業務顕彰等																					
	小計	最大60																			

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)
	判断基準		
業務経験	業務経験	<p>平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 15 ② 5</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p>
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間(平成○年4月1日から公告までに完了・引渡し完了した業務)に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う(例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない)</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う(例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする)</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p>	<p>① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)</p>

業績・表彰	業務成績	<p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p> <p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない）</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする）</p> <p><b>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b></p>	1件あたり10
	配置予定管理技術者の経験及び能力	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、<b>最大3件分の各々における評価を合計</b></p> <p>※ <b>競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしても良い（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）</b></p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>（最大10）</p>

		⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者 顕彰 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するもの とする。】	
資格要件	技術者資格	建 築	・ 1 級建築士 5
		・ その他 0	
		土 木	・ 技術士 5
			・ 博士 3
			・ RCCM 3
			・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級） 0
		電 気 設 備	・ 建築設備士 5
			・ 1 級建築士 3
			・ 技術士 1
			・ RCCM 1
			・ 1 級電気工事施工管理技士 0
		機 械 設 備	・ 建築設備士 5
			・ 1 級建築士 3
			・ 技術士 1
			・ RCCM 1
			・ 1 級管工事施工管理技士 0
		通 信 設 備	・ 建築設備士 5
			・ 1 級建築士 3
			・ 技術士 1
			・ RCCM 1
・ 1 級電気通信工事施工管理技士 0			
測 量	・ 測量士 5		
	・ その他 0		
地 質 調 査	・ 技術士 5		
	・ 地質調査技士 0		
	・ RCCM 0		
	・ 博士 0		
防 衛 施 設 整 備 監 理 業 務	・ 技術士 5		
	・ 1 級建築士 0		
	・ 1 級〇〇施工管理技士 0		
	・ 建築設備士 0		
	・ 土木学会認定技術者（特別上級・上級・1 級） 0		
・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） 0			
・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） 3			
・ RCCM 0			
・ その他 0			
防 衛 施 設 技 術 審 査	・ 技術士 5		
	・ 1 級建築士 0		
	・ 1 級〇〇施工管理技士 0		
	・ 建築設備士 0		
	・ 土木学会認定技術者（特別上級・上級・1 級） 0		
	・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） 0		
	・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） 0		
	・ 電気主任技術者 0		
・ RCCM 0			

	業 務	・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者	0
		・その他	
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】			
小 計			最大 65


評 価 項 目	評価の着目点		評価のウエ イト(点)
	判断基準		
配 置 予	業 務 経 験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)	① 5 ② 2 ③ 0
		① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	【各職種最大5】

定 担 当 技 術 者 の 経 験	業 務 経 験	地域業務実績	元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0	【各職種最大5】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】			
小 計				最大 10	

評 価 項 目	評価の着目点		評価のウエイト(点)
	判断基準		
ワ ー ク ラ イ フ バ ラ ン ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法に基づく認定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)をいう。)</li> <li>・ 次世代法に基づく認定 (次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)</li> <li>・ 若者雇用促進法に基づく認定 (青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)</li> </ul> いずれか一つの認定を受けていれば評価する		1
若 手 技 術 者 の 活 用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。		① 2 ② 1 (最大2)

その他	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 (最大2)
	事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等） ① 指名停止期間（累積）：6月以上 ② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満 ③ 指名停止期間（累積）：3月未満 ④ 書面注意（警告） ⑤ 口頭注意  ※過去6月とは公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。 <b>【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</b>	① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1
小 計			最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務の理解度 ・ 工程計画 ・ 実施方針 ・ 手順 ・ その他	業務	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
	理解度	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
小 計			最大 50

 必要に応じて選択する。

## 標準評価基準（簡易型）

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務実績	業務実績	<p>元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 15 ② 5</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p> <p>【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p>
		<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p>	<p>① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)</p>



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">企業の実績及び能力</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">業務成績</p>	<p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上</p> <p>② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">成績・表彰</p>	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点に、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>1件あたりー10</p>
		<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑨のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑨までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p>

	優秀業務顕彰等	① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰 ⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞） ⑧ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞） ⑨ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞） 【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価するものとする。】	⑧ 3 ⑨ 2 （最大10）
	小計		最大 60

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 15 ② 5
	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0

業 務 成 績          成 績 ・ 表 彰	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>① 当該発注者が発注した業務で80点以上</p> <p>② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 （最大30）
	<p>当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。</p> <p>※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。</p> <p>【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	1件あたり ー 10

配置予定管理技術者の経験及び能力	優秀業務技術者顕彰等	<p>当該年度及び前年度から2年間（平成〇年4月1日から公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰</p> <p>② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）</p> <p>⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰</p> <p>【除外業務及び基準額未滿業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 4</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 1</p> <p>(最大10)</p>
	建築	<p>・1級建築士</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>0</p>
土木設計	<p>・技術士</p> <p>・博士</p> <p>・RCCM</p> <p>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>	
土木監理	<p>・技術士</p> <p>・1級土木施工管理技士</p> <p>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</p> <p>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</p> <p>・RCCM</p> <p>・その他</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>	

## 資格要件

## 技術者資格

電気設備	・建築設備士	5	
	・1級建築士		
	・技術士		
	・RCCM		3
	・1級電気工事施工管理技士		1
	・その他	0	
機械設備	・建築設備士	5	
	・1級建築士		
	・技術士		
	・RCCM		3
	・1級管工事施工管理技士		1
	・その他	0	
通信設備	・建築設備士	5	
	・1級建築士		
	・技術士		
	・RCCM		3
	・1級電気通信工事施工管理技士		1
	・その他	0	
測量	・測量士	5	
	・その他	0	
地質調査	・技術士	5	
	・地質調査技士		
	・RCCM		
	・博士		
	・その他	0	
防衛施設整備 監視業務	・技術士	5	
	・1級建築士		
	・1級〇〇施工管理技士		
	・建築設備士		
	・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）		
	・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）		
	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）		
	・RCCM		3
・その他	0		

		防衛施設技術審査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・RCCM</li> <li>・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者</li> <li>・公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者</li> </ul>	5
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	0
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・RCCM</li> <li>・〇〇を実施した経験を有する者</li> <li>・〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者</li> </ul>	5
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】	
小 計				最大 65

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)
	判断基準		
配置	業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同種業務の経験</li> <li>② 類似業務の経験</li> <li>③ 経験なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5</li> <li>② 2</li> <li>③ 0</li> </ul> <p>【各職種最大5】</p>

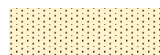
予定担当技術者の経験	業務経験	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。	
			以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未済業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
			【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】	
小 計				最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。）</li> <li>・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定 （青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）</li> </ul> いずれか一つの認定を受けていれば評価する。		1

	<p>若手技術者の活用</p> <p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。</p> <p>① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置</p> <p>② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置</p> <p>※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>(最大2)</p>
<p>その他</p>	<p>女性技術者の配置</p> <p>以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。</p> <p>① 女性技術者を管理技術者として配置</p> <p>② 女性技術者を担当技術者として配置</p> <p>※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。</p> <p>※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>(最大2)</p>
	<p>事故及び不誠実な行為</p> <p>事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）</p> <p>① 指名停止期間（累積）：6月以上</p> <p>② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満</p> <p>③ 指名停止期間（累積）：3月未満</p> <p>④ 書面注意（警告）</p> <p>⑤ 口頭注意</p> <p>※ 公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。</p> <p>※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。</p> <p>【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】</p>	<p>① -5</p> <p>② -4</p> <p>③ -3</p> <p>④ -2</p> <p>⑤ -1</p>
<p>小 計</p>		<p>最大 5</p>



評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）
		判断基準	
口 業務の 工程 計画 ・ 実施方針 ・ その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
小 計			最大 50



必要に応じて選択する。

## 技術提案及び実施方針等評価要領

### 1 評価方法について

#### (1) 評価等を行う職員数

評価及びヒアリングを行う職員（以下「評価者」という。）の数は、対象業務の技術的特性等を勘案の上、原則として、5名以上の評価者で行うものとする。ただし、やむを得ない事情により5名以上での評価ができない場合は、3名又は4名で評価を行うこともできるものとする。

#### (2) 評価等の手法

ア 評価結果の整理は、各評価項目の判断基準ごとに行い、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。ただし、やむを得ない理由により、3名又は4名で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。

イ 評価者は、各評価点の根拠となる所見を付すものとする。

### 2 評価の考え方

提出された書面により評価を行った上で、ヒアリング又は書面による質疑応答の内容を踏まえた評価を行うものとする。

評価の考え方については、属紙によるものとする。

技術提案及び実施方針等の評価の考え方

評価項目	評価の着目点		評価点					評価のウエイト	必須・選択
	判断基準		10	8	6	4	0		
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	目的・内容及び与条件を十分理解した記載内容であり、内容を極めて細部まで理解している。	目的・内容及び与条件を十分理解している。	目的・内容及び与条件を概ね理解している。	目的・内容及び与条件の理解が若干欠けている。	目的・内容及び与条件の理解が過半欠けている又ははない。	10	◎
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点に、極めて十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、概ね具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが、具体性が若干欠けている。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが、具体性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務実施手順を示す実施フローに極めて高い妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに十分な妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに概ね妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が若干欠けている。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務量の把握状況を示す工程計画に極めて高い妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に十分な妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に概ね妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が若干欠けている。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	有益な代替案、重要事項について極めて優れた指摘がある。	有益な代替案、重要事項について十分な指摘がある。	有益な代替案、重要事項について概ね指摘がある。	有益な代替案、重要事項についての指摘が若干欠けている。	有益な代替案、重要事項についての指摘が過半欠けている又ははない。	10	◎
※全体 評価テーマに対する技術提案	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	的確性について、技術提案、ヒアリング共に評価テーマ間の整合性が極めて高い。	的確性について、複数の評価テーマ間に十分な整合性がある。	的確性について、複数の評価テーマ間に概ね整合性がある。	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が若干欠けている。	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	○
		実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	実現性について、技術提案、ヒアリング共に評価テーマ間の整合性が極めて高い。	実現性について、複数の評価テーマ間に十分な整合性がある。	実現性について、複数の評価テーマ間に概ね整合性がある。	実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が若干欠けている。	実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	○
	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に与条件との整合性が極めて高い。	与条件との整合性が十分高い。	与条件との整合性が概ねある。	与条件との整合性が若干欠けている。	与条件との整合性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に必要なキーワードが極めて細部まで網羅されている。	必要なキーワードが十分に網羅されている。	必要なキーワードが概ね網羅されている。	必要なキーワードが若干欠けている。	必要なキーワードが過半欠けている又ははない。	10	◎
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の重要度を考慮した的確な提案となっている。	事業の重要度が十分に考慮された提案となっている。	事業の重要度が概ね考慮された提案となっている。	事業の重要度が若干欠けている。	事業の重要度が過半欠けている又ははない。	5	○
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の難易度に極めて相応しい提案となっている。	事業の難易度に十分相応しい提案となっている。	事業の難易度に概ね相応しい提案となっている。	事業の難易度が若干欠けている。	事業の難易度が過半欠けている又ははない。	5	○
	実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に極めて説得力がある。	十分な説得力がある。	概ね説得力がある。	説得力が若干欠けている。	説得力が過半欠けている又ははない。	10	◎
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容を裏付ける類似実績が極めて細部まで明示されている。	提案内容を裏付ける十分な類似実績が明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績が概ね明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が若干欠けている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が過半欠けている又ははない。	10	◎
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に利用しようとする技術基準、資料が極めて適切である。	利用しようとする技術基準、資料が十分適切である。	利用しようとする技術基準、資料が概ね適切である。	利用しようとする技術基準、資料の適切さが若干欠けている。	利用しようとする技術基準、資料の適切度が過半欠けている又ははない。	5	○
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も極めて十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であるが、その根拠も概ね適切である。	提案内容によって想定される事業費は適切であるが、その根拠が若干欠けている。	提案内容によって想定される事業費は適切ではない。	5	○
	獨創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に工学的知見に基づく前例のない極めて具体的な提案がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には十分な獨創性がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には概ね獨創性がある。	工学的知見に基づく前例のない提案には獨創性が若干欠けている。	工学的知見に基づく前例のない提案には獨創性が過半欠けている又ははない。	5	○
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の極めて具体的な提案がある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法に十分な提案がある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が概ねある。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が若干欠けている。	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案が過半欠けている又ははない。	5	○
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に複数の既存技術を統合化する極めて具体的な提案がある。	複数の既存技術を統合化する十分な提案がある。	複数の既存技術を統合化する提案が概ねある。	複数の既存技術を統合化する提案が若干欠けている。	複数の既存技術を統合化する提案が過半欠けている又ははない。	5	○
		新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に新工法採用の極めて具体的な提案がある。	新工法採用について十分な提案がある。	新工法採用についての提案が概ねある。	新工法採用の提案が若干欠けている。	新工法採用の提案が過半欠けている又ははない。	5	○
	※評価テーマ	的確性、実現性、獨創性について上記を準用する。							

注) ※は、評価テーマを1つに設定した場合は選択しない。  
 選択項目（評価のウエイトが5点）の場合は、評価点をそれぞれ半分（5点満点）とする。  
 ヒアリングを行う場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

必須：◎  
 選択：○

年 月 日

## 一般競争参加資格確認通知書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長 〇〇 〇〇

先に申請のあった 業務に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

## 記

入札公告日	年 月 日	
業 務 名	〇〇 (〇) 〇〇〇業務	
競争参加資格の有無	有・無	《有（条件付き）》
	資格がないと認めた理由 又は条件	

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

注：《 》は、別紙の第3の8(1)のただし書の場合について記載する。

年 月 日

## 入札結果通知書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長 〇〇 〇〇

先に行った  
します。

業務の一般競争入札について、下記の者を落札者として決定したので通知

## 記

入 札 日	年 月 日
業 務 名	〇〇 (〇) 〇〇〇業務
落 札 者	(株) 〇〇設計事務所
落 札 金 額	〇〇〇円
評 価 値	〇〇.〇〇〇
備 考	落札しなかった理由について説明を求める場合は、〇年〇月〇日17時までに、その旨を記した書面（様式自由）を〇〇防衛局契約課まで提出してください。

## 入札・契約状況調書（複数枚の場合「1/〇」）

## 1 入札・契約状況

業務の名称					業務内容				
入札方式									
入札日		履行場所					履行期間		
業 者 名 (商号又は名称)	法人番号	技術 評価点 (A)	第1回入札			第2回入札			備 考
			入札金額	価格 評価点 (B)	評価値 (A+B)	入札金額	価格 評価点 (B)	評価値 (A+B)	

契約業者名	名称等		
	住 所		
契約金額	(¥	(税込)(¥	(税抜))
予定価格	(¥	(税込)(¥	(税抜))
調査基準価格	(¥	(税込)(¥	(税抜))
価格と技術等の割合		○ : ○	

入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の〇〇〇分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額である。

注 1 「入札金額」欄には、消費税抜きの金額を記載する（単位：円）。

2 「契約金額」、「予定価格」及び「調査基準価格」欄には、税込価格と税抜価格をそれぞれ記載する。（単位：円）

3 「備考」欄には、落札した場合は「落札」、見積り合わせを行い契約の相手方を決定した場合に「決定」、低入札価格調査を実施した場合には「低入札価格調査実施」と記載する。

4 上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の〇〇〇分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額である。

5 技術評価点(A)及び価格評価点(B)は、小数点以下第4位を切り捨てて表示する。

【】は注意点を示しているのので、本信には記載しない。

## 評価点の内訳

業務の名称：

業 者 名 (商号又は名称等)	技術評価点の内訳				履行確実性度 e	技術評価の得点 合計 f=(a+b+c+d)*e	技術評価点(A) 60*(f/g)	備 考
	企業の実績及び 能力 a	予定技術者の経 験及び能力 b	業務の実施方 針・実施フ ロー・工程計 画・その他 c	評価テーマに対 する技術提案 d				
技術評価の配点						g		

- 注 1 入札を辞退した者、入札が無効となった者又は予定価格を超過した者の評価点の内訳は、技術評価点の内訳についてのみ記載する。  
 2 総合評価落札方式の種類に応じて、適宜表を修正する。

年 月 日

## 入札無効通知書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けで貴社から提出された、業務に係る技術提案について、審議の結果、下記の理由により入札を無効としたことを通知します。

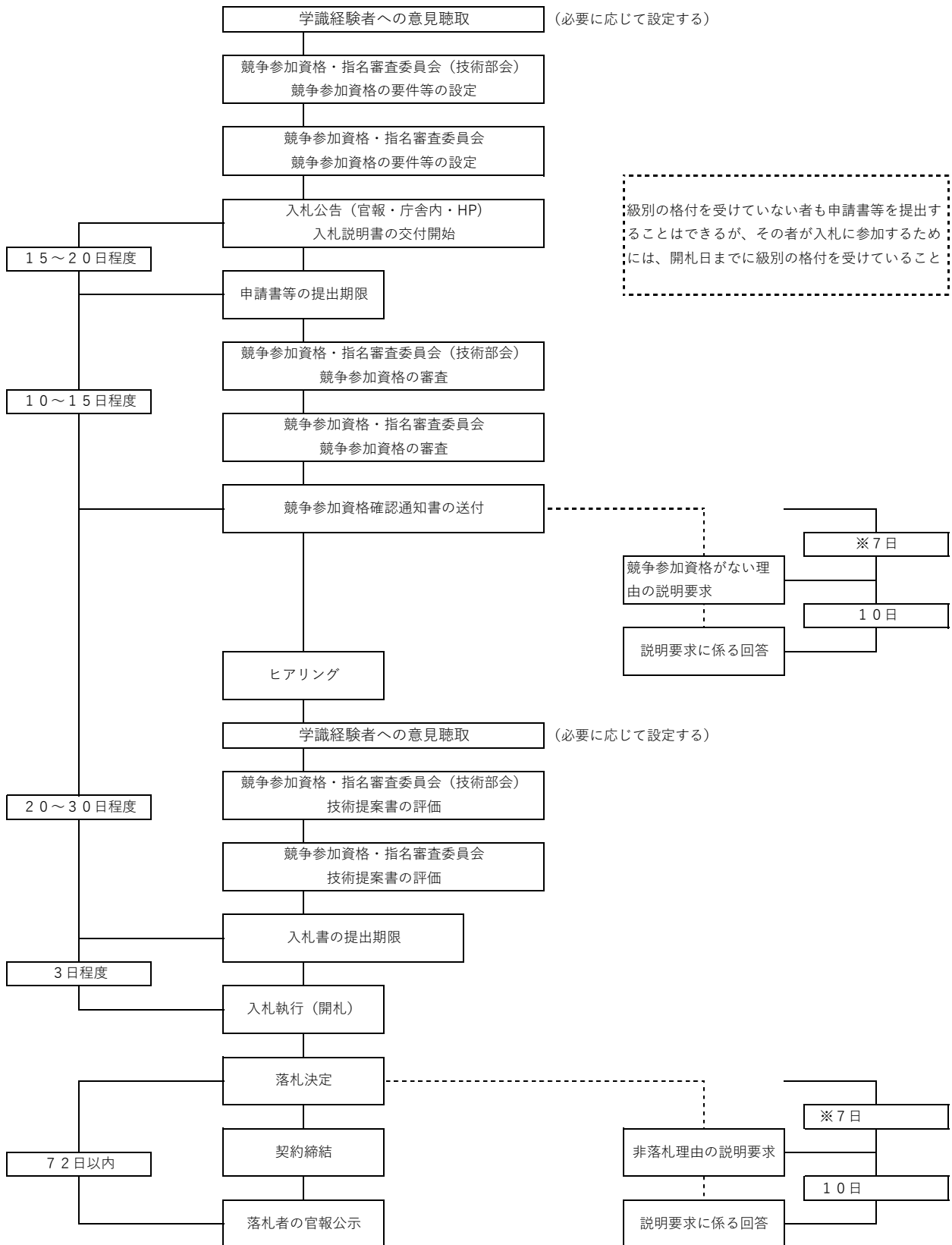
なお、〇年〇月〇日までに、書面により、当職に対して非落札理由について説明を求めることができます。

## 記

評価項目	入札無効とした理由
(例) 実施方針等について	(例) 評価テーマとの整合性が図られていないため無効とした。
(例) 評価テーマについて	(例) 業務目的に反する記述となっていたため無効とした。
(例) ヒアリングについて	(例) ヒアリングに対する回答が著しく不適切であったため無効とした。



総合評価落札方式の実施手順及び標準的日数（官報公告有・ヒアリング有）

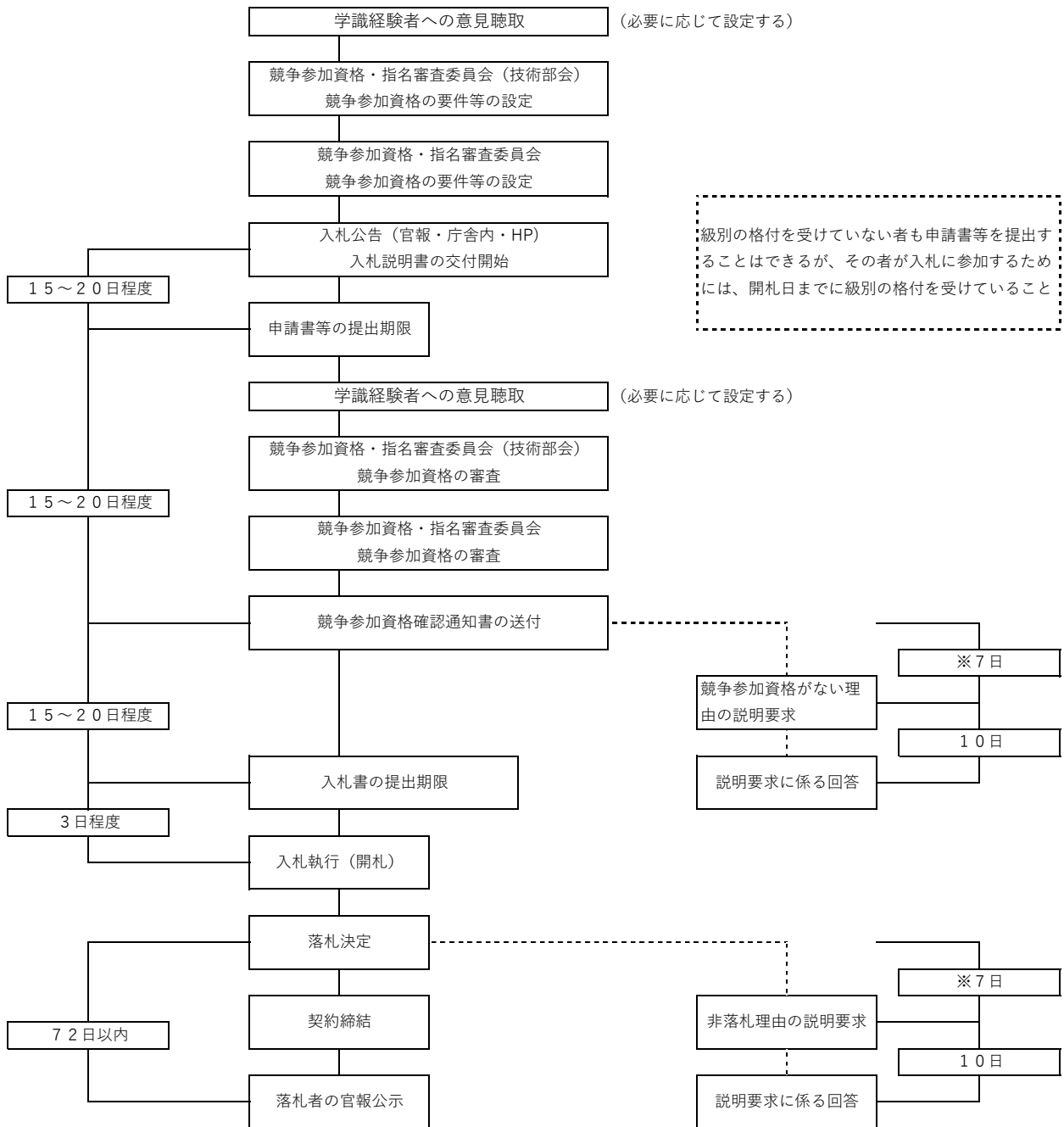


注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注3：競争参加者が複数者となることを考慮し、ヒアリング日程が組めるよう余裕を持った日程とすること。

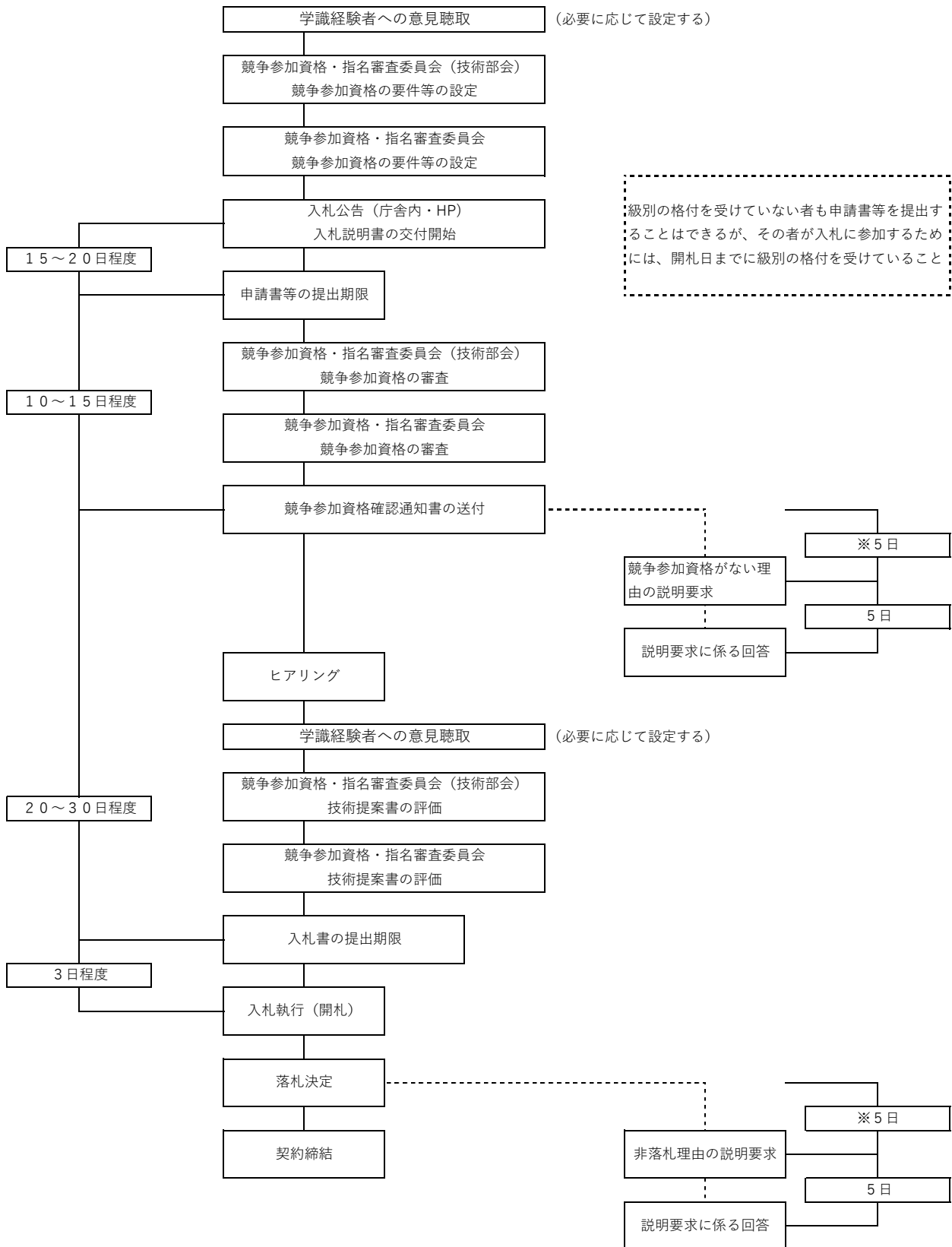
総合評価落札方式の実施手順及び標準的日数（官報公告有・ヒアリング無）



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。

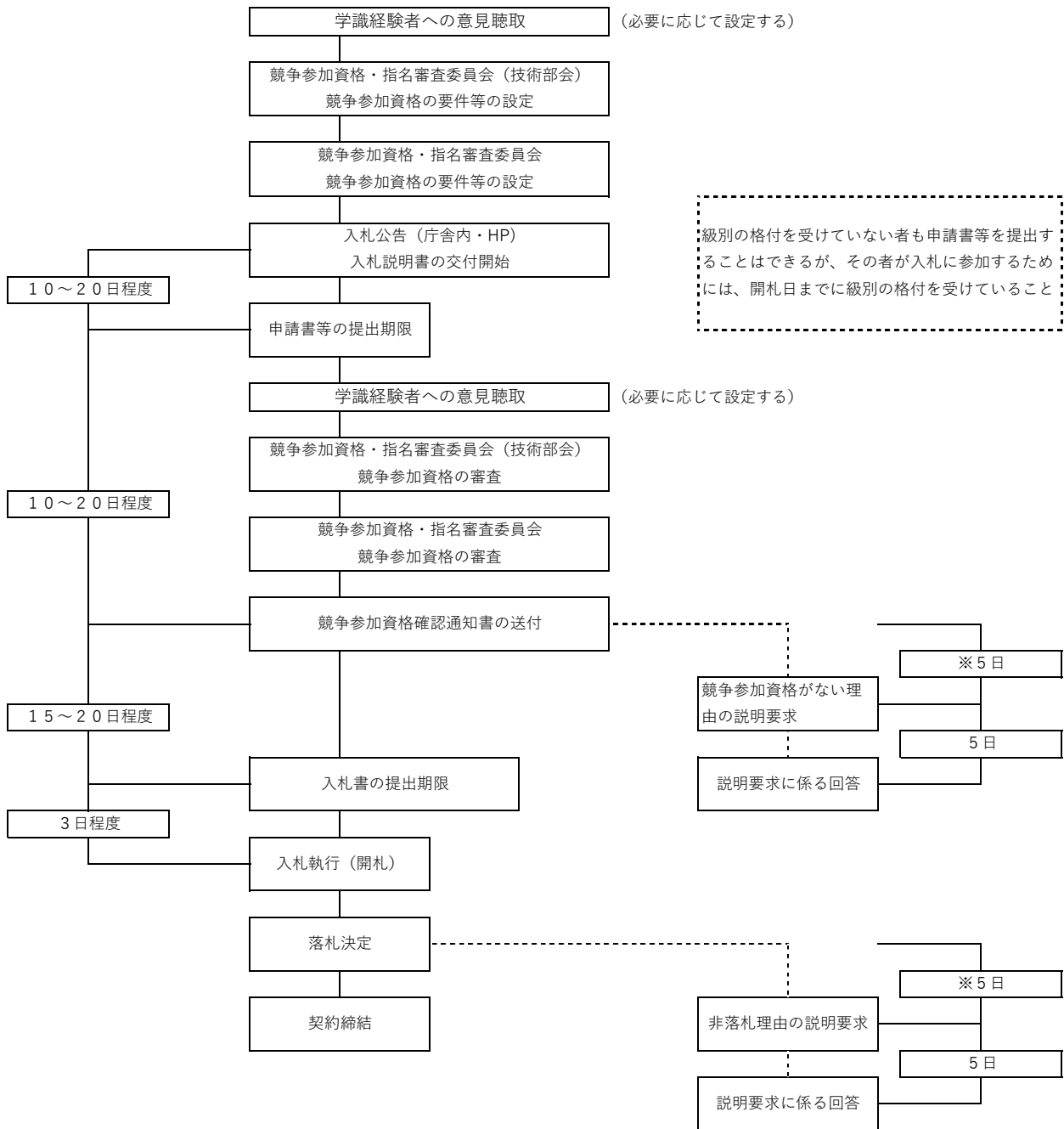
注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

総合評価落札方式の実施手順及び標準的日数（官報公告無・ヒアリング有）



注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。  
 注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。  
 注3：競争参加者が複数者となることを考慮し、ヒアリング日程が組めるよう余裕を持った日程とすること。

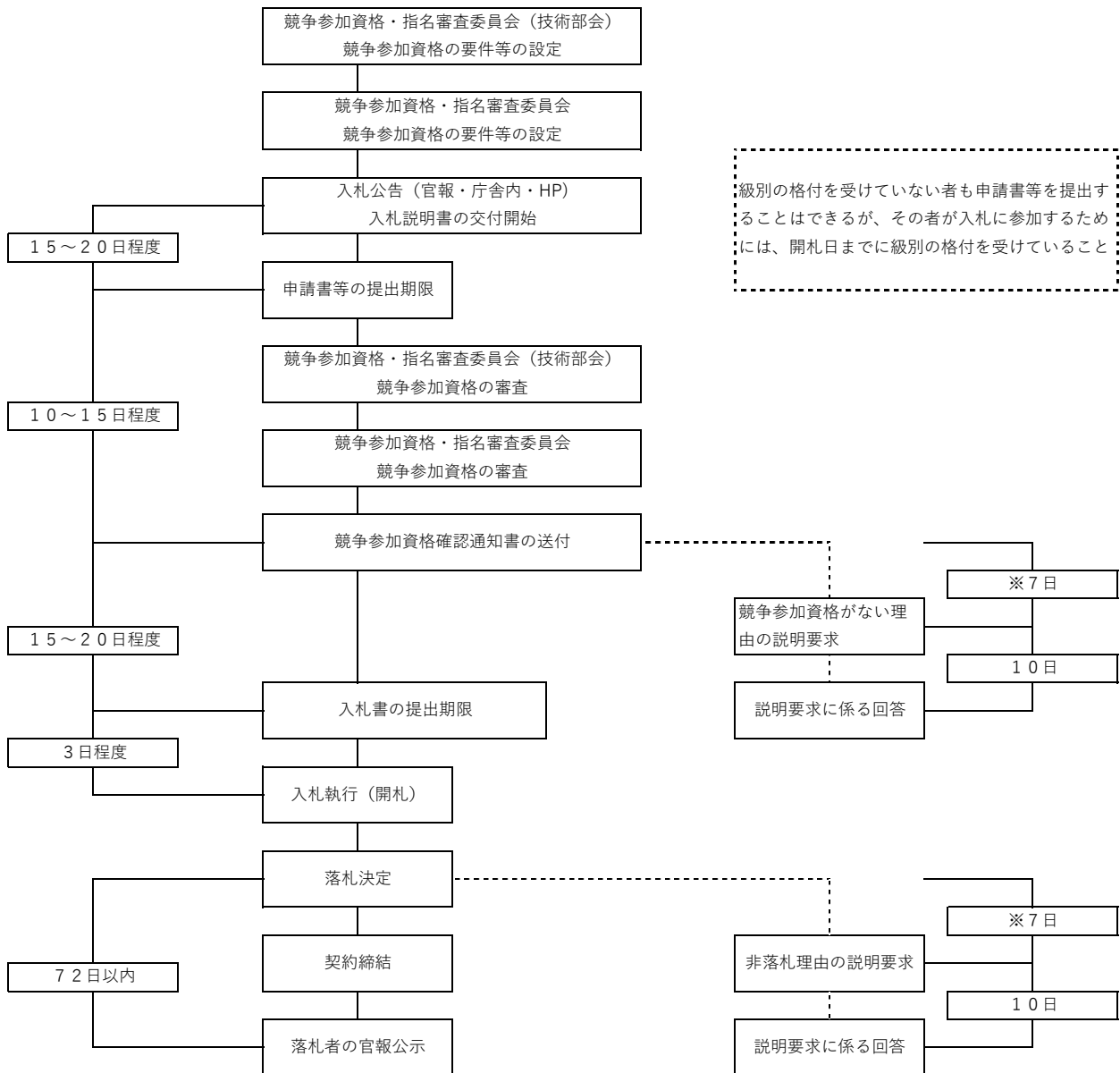
総合評価落札方式の実施手順及び標準的日数（官報告無・ヒアリング無）



注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

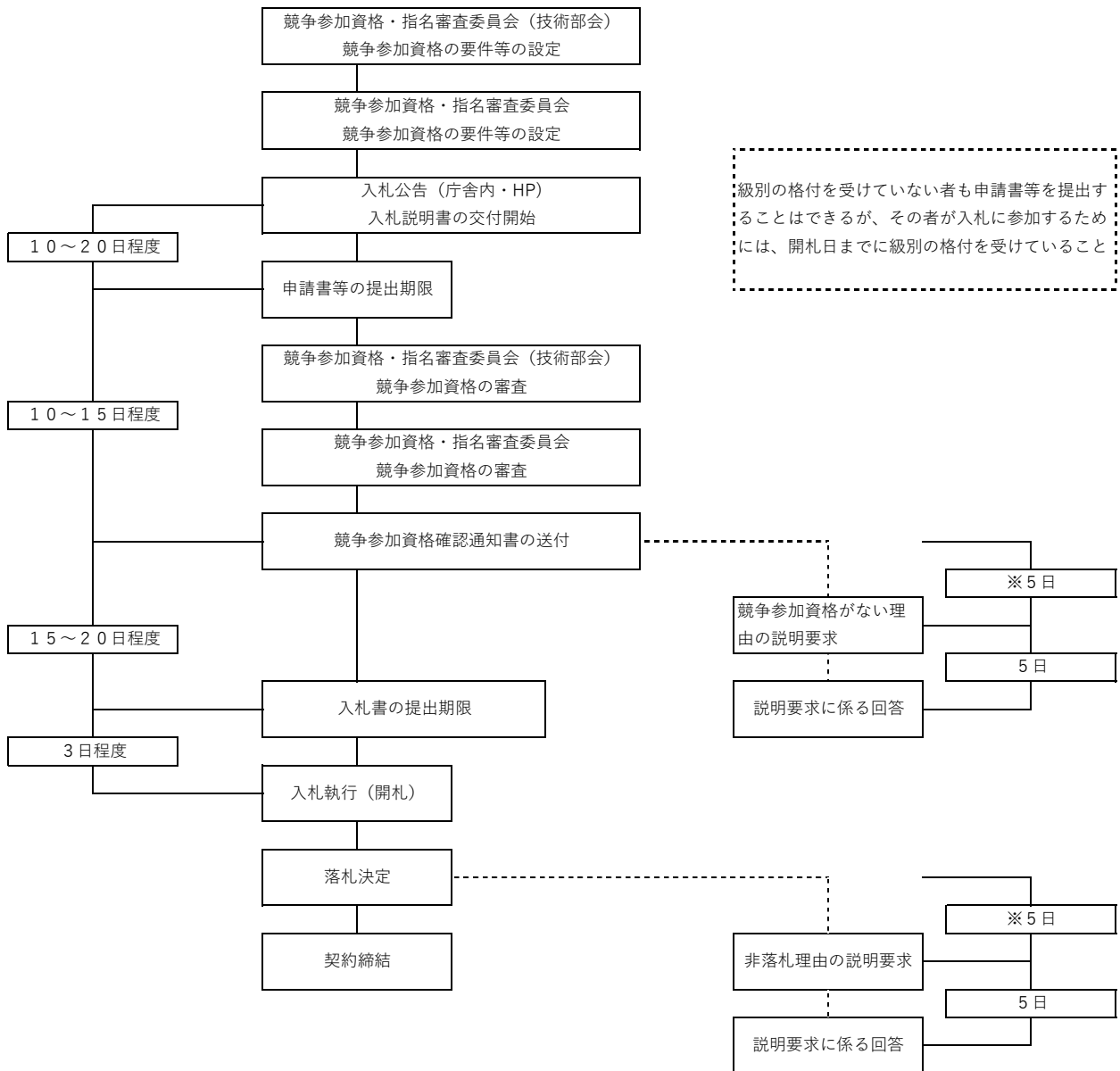
価格競争方式の実施手順及び標準的日数（官報公告有）



注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

価格競争方式の実施手順及び標準的日数（官報公告無）



注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。